



## 1. 序 論

## 1. 序 論

### 1.1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な観点に立って策定する、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

1. 都市緑地法に基づく法定計画です。
2. 住民に最も身近な地方公共団体である市町村が主体となり策定する計画です。
3. 従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した都市の緑とオープンスペースに関する基本的な方針を示す総合的な計画です。
4. 行政区域全体を対象とする計画で、公共施設だけでなく私有地も計画対象となります。
5. 法律に基づく措置から普及啓発活動等のソフト施策に至る幅広い内容が含まれます。
6. 計画の実効性を高めるため、市民に対する計画内容の公表が義務づけられています。

### 1.2 計画策定の目的と計画の位置づけ

#### (1) 計画策定の目的

緑の基本計画は、伊勢原市の指針となる総合計画「いせはら21プラン」を上位計画とし、都市計画等まちづくりの基本的な考え方を示した「伊勢原市都市マスタープラン」等を踏まえ、これらの計画に示される緑に関する総合的な計画を定めることを目的とするものです。

#### (2) 計画の位置づけ

- 伊勢原市における、緑地の保全及び緑化の推進に係る目標と方針となります。
- 公園緑地事業だけでなく、道路事業や河川事業、市街地開発事業、土地区画整理事業、農政・農林整備事業、公共施設の建設事業、文化財保護事業など今後展開されるまちづくりに係る全ての事業に対し、その「緑」に関する指針となります。

### 1.3 計画の基本的考え方

緑の基本計画は、次の考え方に基づいて策定します。

- 市民意識を反映させ、策定する計画とします（市民アンケート、緑関係団体との協議、パブリックコメント等の実施）。
- 都市特性やこれまでの緑の保全・創出への取組を踏まえた計画づくりを目指します。
- 市民、行政の共通目標として認識できる、目標と具体的方針を示します。
- 今後の社会環境の変化等に柔軟に対応できる計画とします。

## 1.4 計画期間

この計画は 15 年後の平成 34 年度を目標年次として策定します。また、計画期間は、中期（10 年以内）、長期（15 年以内）の 2 つの目標年次に分けて策定します。

## 1.5 計画の見直し

緑の基本計画は、計画の進行状況と今後の社会動向等を考慮した中で、おおむね 5 年を目安として計画の見直しを行うものとします。

## 1.6 対象となる「緑」

緑の基本計画で示す「緑」とは、生物の生存基盤を支え、市民の生活環境を豊かにする樹林地、草地、農地、宅地内の緑、公園、街路樹、河川・水路等を指します。